

平成30年度事業計画 吉備中央町社会福祉協議会

基本方針

”住み慣れた場所で誰もが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり”

近年では、少子高齢化や核家族化等による家族形態の変容によって地域社会が大きく変化し地域住民が抱える生活課題は多様化、複雑化し、公的な福祉サービスだけでは、解決することが困難な状況で、地域で暮らす全ての人がいきいきと暮らすためには、住民同士の支え合いや見守りが不可欠です。国においては、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて、地域を基盤とした包括的支援体制の構築を目指しております。本町でも昨年度より要支援の方々が予防給付から総合事業へ移行したことから、住民の方々がいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりや支え合いによる地域づくり、地域福祉活動の推進が求められています。

「地域福祉の推進」という社会福祉協議会の基本理念に立ち返り、それぞれの地域の特性を活かした新しい「福祉のまち」の創造に努めなければなりません。当社会福祉協議会においても、社会福祉法に規定された「地域福祉を推進する中核的な団体」として、昔ながらのご近所・向こう三軒両隣の支え合いの關係に焦点を合わせながら、より自然な見守り支え合いの地域を目指し、「地区社協」の設立・活動支援、併せて、生活困窮者に寄り添った支援に取り組むためのネットワークの構築を図り、住民主体で地域の課題解決を図る組織づくりに取り組んでいきます。

さらに社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取り組み」については、町内の社会福祉法人と連携し、組織化を図り積極的に進めていきます。

本年度は、以下のことに重点をおき、社会福祉に取り組む全ての関係機関、団体等との連携・協働により総合的な地域福祉の推進を図っていきます。

〈重点活動目標〉

1. 地区社協の設立、活動支援及び地域福祉活動の推進
2. 社会福祉法人連絡協議会の設立及び公益活動の推進
3. 生活困窮者支援に係る諸課題の研究、検討及びネットワークの構築
4. 行政と連携した日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の体制整備
5. 町地域福祉計画に沿った地域福祉活動計画策定への取り組み

■基本活動

① 地域福祉活動の推進強化

今まで生活してきた身近な生活の場で、誰もが安心して暮らしていける地域社会をつくっていくためには、フォーマルサービス（公的福祉サービス）はもちろんのこと、地域の中での住民同士の「助け合い、支え合い」が不可欠です。本会は、誰もが安心して地域で生活できるよう住民主体に基づいた小地域での福祉活動の推進が求められているため、「ふれあい・いきいきサロン」による住民交流活動や小地域の福祉ネットワーク活動について考え、活動全体を推進していく”考える組織（地区社協）”と実際に個別の生活課題について取り組む”実行する組織（福祉委員や愛育委員、ボランティアなど）”に対して、サービスを提供する事業主体と連携し地域福祉活動の推進強化を図っていきます。

- (1) 地域住民の主体的参画の場づくり
 - ◆町地域福祉計画に沿った地域福祉活動計画の策定
 - ◆ふれあい・いきいきサロンの積極的な推進

- (2) 地域福祉活動組織(地区社協等)づくり・育成支援
 - ◆地区社協の必要性について説明会の開催
 - ◆地区社協モデル地区の推進、活動支援
 - ◆地域のニーズとサービスのコーディネート（生活コーディネーター配置）

- (3) 福祉委員制度充実強化
 - ◆福祉委員研修会の実施
 - ◆民生委員・児童委員との連携強化
 - ◆福祉委員活動による見守りネットワークづくり

② 当事者・当事者組織の活動支援

より良い福祉活動や福祉サービスの展開のためには、常に当事者の実態やニーズに即した取り組みが必要になってきます。なぜなら、福祉サービスや福祉活動は、生活・福祉課題をもつ当事者の生活向上に結びついてこそ、意味をなすからです。本会は、当事者の仲間づくりや当事者団体への支援を行いながら、常に”生活・福祉課題を持つ人々の参加・参画による活動の展開”を基本的な視点として、あらゆる福祉活動に取り組んでいきます。

- (1) 各種団体活動支援
 - ◆身体障害者福祉協会
 - ◆ていーたいむ（知的障害児）
 - ◆遺族会（戦没者）
 - ◆幼児クラブ（子育て支援）
 - ◆ふれあい・いきいきサロン（地域高齢者等ふれあい見守り活動支援）
 - ◆結びの会（活動事務補助支援）
 - ◆シルバー人材事業団（受付事務支援）

③ ボランティア活動の推進・支援

住民参加・公私協働のまちづくりを行っていくには、地域を支える人材の養成、活動推進のための場所づくり、多様な関係機関のコーディネートや公私のパートナーシップづくりの3点が必要となります。社協のボランティアセンターとしてこの3点を目標に活動の推進・支援に努めていきます。

- (1) ボランティアセンター機能・基盤の再構築
 - ◆地域福祉課題に応えるボランティア活動の推進
 - ◆地域助け合い・支え合い活動のコーディネート機能の充実
 - ◆災害に強い地域づくりに向けた災害ボランティアの推進
 - ◆ボランティア養成講座の開催

④ 相談・生活支援体制の強化

多様な「生活」課題を受け止め、問題解決へつなげていくことが大切です。住民からの相談は、複合的でどこに相談を持ちかけてよいかわからない、あるいは本人が相談の必要性を認識していないといった状態にあるケースも少なくありません。こうしたケースを支援につなげていくには、単に相談窓口を設けるだけでなく、社協のすべての事業や活動を通じて、住民の多様な生活課題を発掘し、支援体制を強化していきます。

(1) 相談事業の強化

- ◆福祉相談所の開設（月1回 町内2カ所）
- ◆相談活動の周知及び相談体制の充実
- ◆各部所を横断するケース検討会の開催、定期化

(2) 生活支援活動強化

- ◆生活困窮者等の支援など深刻な生活課題の解決に向けた関係機関のネットワーク形成
- ◆多様な生活課題に対する生活支援サービス等の開発・実施
- ◆生活困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施

⑤ 調査・研究活動

地域の生活課題は日々変化しています。事業・活動の内容を評価し、その改善を図る意味においても既存事業における調査研究活動は必要不可欠であります。また、常に生活課題や社会資源などについて実態を把握すべくアウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題に対して、問題解決に向けた福祉サービスへの展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

(1) 地域の生活課題の発掘

- ◆いきいきサロンへの参加
- ◆地域イベントへの積極的参加

(2) 生活課題解決のための研究・連携強化

- ◆地域包括支援センター・福祉課・保健課との連携強化
- ◆地域の各種団体等との連携強化

⑥ 福祉学習活動の推進

地域の日常生活における課題を自らのこととして捉え、その課題について地域住民自らも参画し、解決できるように地域の福祉力を高めていくことが「福祉教育の実践」そのものの目標です。そして、福祉のまちづくりへ向けた地域住民の意識・行動力を高めていく前段・動機付け部分となる学習場面をいかに展開していくかが大きな課題となっています。社協は、こうした時代背景や福祉教育の一連の流れ・プロセスを理解する中で、子どもから大人まで地域住民全体を視野に入れた「福祉学習（住民の主體的な学びの場）を様々な手法・ノウハウを取り入れながら企画・立案し積極的に推進していきます。

- (1) 地域住民全体に向けた学習活動の推進
 - ◆いきいきサロン等での料理教室（栄養改善・介護予防）
 - ◆健康体操教室（随時）
 - ◆介護技術講習会（随時）
- (2) 教育現場への各種福祉学習活動の推進・支援
 - ◆視覚障害への理解を深める（当事者と盲導犬との交流）
 - ◆聴覚障害への理解を深める（当事者と交流・手話体験）
 - ◆高齢者疑似体験と車いす体験
 - ◆こども介護教室の開催・認知症予防教室
 - ◆夏のボランティア体験（加賀中学校と連携）

⑦ 地域福祉活動計画の策定

地域福祉活動計画は多様な社協活動が総合化された住民主体の原則に基づく”福祉のまちづくり”そのものであり、また地域福祉推進の中長期的なビジョンを地域住民や行政その他関係機関とともに考え、行動へつなげていく重要な取り組みです。役職員全体の意識統一を図り、地域住民を始め、行政や多くの関係機関、団体の参画のもとで、地域住民にとってより計画性をもった効果的な事業展開ができるよう町地域福祉計画に沿った「地域福祉活動計画」の策定に取り組みます。

- (1) 策定の意義・目的と策定ノウハウの周知・徹底
 - ◆理事会や評議員会での策定意義の確認
 - ◆活動分析過程・経過素案づくりの全職員の参加
 - ◆計画づくりのための勉強会の開催
- (2) 当事者、住民、関係機関、団体の参画と合意形成
 - ◆必要に応じた各種作業部会の設置
 - ◆幅広い年齢層による委員構成の工夫
- (3) ニーズ把握、現状分析
 - ◆アンケート結果分析、実態把握
- (4) 地域福祉計画や分野別福祉計画、総合計画との連動
 - ◆行政との連携、協働

⑧ 在宅福祉サービスの推進・充実強化

在宅サービスは、「地域住民の住み慣れた場所での自立した、心豊かな暮らし」に必要な不可欠な支援手段であり、その意味で地域福祉を推進していく社協は、（地域住民の在宅生活を支援していく上で）多様な在宅福祉サービスに取り組む必要があるといえます。しかし、すべてを社協が取り組めるわけもなく、社協は、公的な制度・サービス、あるいは民間事業のサービス実態や地域全体の在宅サービスの供給量等の状況を十分に把握した上で、現行制度やサービスでは対応できないニーズや”隙間”にあるニーズへ

の対応を優先する先駆的な視点を持って、高齢者・障がい者・子育て支援等、多様な在宅福祉サービスを地域住民、ボランティア等との連携・協力のもとで取り組んでいきます。

- (1) 介護関連事業の健全な運営と充実強化
 - ◆居宅介護支援事業
 - ◆通所介護事業
 - ◆訪問介護事業
- (2) 介護予防・生きがい支援事業の充実
 - ◆介護予防事業（はつらつ元気体操等の普及、啓発、推進）
 - ◆ふれあい交流事業の受託
- (3) 心身障害者福祉活動の推進
 - ◆障害者自立支援事業等の充実強化
- (4) 要望や苦情等、利用者の声を尊重したサービスの質向上を目指す
 - ◆苦情解決体制の整備
 - ◆利用者からの要望・苦情に対する対応についての職員研修
- (5) 要援護者等の在宅生活支援
 - ◆高齢者生活支援ハウス事業の受託
 - ◆日常生活自立支援事業の実施
 - ◆在宅介護者への支援事業の実施
 - ◆福祉車両貸し出し事業の実施
 - ◆あんしん電話サービス事業の実施
 - ◆サポーター派遣事業の実施

⑨ 生活困窮者の生活支援ネットワーク構築

生活保護手前のいわゆる制度の狭間で困っておられる生活困窮者がたくさん存在しています。また、一つの要因での貧困困窮ではなく、多くは複合的に課題があると考えられます。そのため、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築することが重要となってきます。そこで、生活困窮者の生活支援について、行政はもとより関係機関等との縦割り・枠を超えたネットワークの必要性・あり方について考えていかなければなりません。

- (1) 既存の社会資源の活用と新たな社会資源の開発・創造
- (2) 多職種各機関との連携および本事業の必要性について周知徹底を図る
- (3) 生活支援コーディネーターによる地域状況把握等への取り組み

⑩ 組織・財政基盤づくり（法人運営事業）

本会は、地域福祉の推進を使命として設立された公共性と民間性をあわせもつ団体であり、多くの地域住民や関係機関の参画・協働による組織・財政基盤の確立を目指していくとともに、自主的な経営基盤の強化や適正実施、事業経営の透明性の確保を図っていきます。

（１）事業経営の透明性確保と財務管理体制の整備

- ◆社協だよりやホームページによる財務諸表の開示

（２）専門性の高い職員養成及び人材確保

- ◆職場内研修体制の確立
- ◆人事考課制度・目標管理制度の研究・実施
- ◆事業の効果測定、コスト把握（事業評価）
- ◆福祉関連資格取得の推進

（３）法人運営事業

- ◆理事会・評議員会・監査会の開催
- ◆役員研修会の実施
- ◆事業の効果測定、コスト把握（事業評価）
- ◆苦情解決第三者委員会等の開催
- ◆内部監査の実施